

令和 3 年 6 月 15 日現在

機関番号：12603

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12699

研究課題名(和文) シティズンシップの政治思想史に向けて ジョン・ロックにおける政治的成員資格の概念

研究課題名(英文) Towards a History of the Idea of Citizenship: John Locke on the Concept of Political Membership

研究代表者

柏崎 正憲 (KASHIWAZAKI, Masanori)

東京外国語大学・世界言語社会教育センター・助教

研究者番号：90737032

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)： 先行研究によれば、ジョン・ロックの自然法論および所有権論は、古典的政治哲学における市民像から近代的市民権への移行を代表している。この解釈によれば、ロックは受動的な権利保有者としての市民を普遍化したということになる。

本研究が解明したのは、むしろロックは社会の能動的および受動的成員にかんする既存の区別を相対化し、すべての「勤勉な」個人(貧しい労働者を含めて)を共通善への貢献者として位置づけた。この新たな市民像は、自然法理論のみならず、ロックの哲学的人間像それ自体に、すなわち、自己の良心と確信に従って行為する自由と、自己を道徳的に統制する責任とを与えられた個人という観念に、基礎づけられている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義： 第一に、ロックのシティズンシップ論を思想史的アプローチにより包括的に解明したこと。第二に、古典的・共和主義的な市民像から近代的市民権への移行という、従来の思想史的研究における相対的に未開拓の分野の究明に寄与したこと。第三に、現代政治理論が問題とする、権利保障の客体たる私的個人と、公共的空間に場を占める平等な政治的行為者という、二つの分離された市民像の包括的な再考を促すこと。

社会的意義： 抽象的個人としてではなく、社会に位置を占める具体的人格として人間を、いかに、どの程度まで平等に扱うべきか。そのような、平等の原理と実践を架橋する思考の方式として、ロックに光を当てたこと。

研究成果の概要(英文)： Researchers have considered John Locke an early representative of the modern concept of citizenship which equates citizens with passive right holders, in contrast to the idea of classical political philosophy that one is free as an active contributor to the society.

This research revealed that, relativizing the distinction between active and passive members of society, Locke pushed forward the new idea that all industrious persons, including the labouring poor, are active contributors. Locke's new concept of citizenship is not established solely on his natural law theory, but also on his philosophical account of human liberty to act according to one's own conscience and conviction, and of responsibility to do so under self-control.

研究分野：政治思想史 社会思想史

キーワード：シティズンシップ 政治的成員資格 市民と非市民 平等 西洋政治思想 西洋社会思想 西洋道徳思想

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C-19, F-19-1, Z-19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近代におけるシティズンシップ(市民権/国籍/市民像)とは、国家の成員としての地位やそれに付随する法的な権利義務といった形式的側面と、その内実として期待される公的な意識や態度といった実質的側面とを含む概念である。シティズンシップの学術的研究は、20世紀半ば以降、社会学における記述的研究と、政治学や法学における規範的研究との、二つの方向に分かれて進んできた。しかしグローバリズムの影響により、国民国家の成員資格としてのシティズンシップが従来の研究において自明視されがちであったことが反省されるようになると、シティズンシップの概念の歴史的な成立と変化にも関心が注がれるようになった。

しかしながら思想史的研究は、ロック以降のリベラルで個人主義的な近代的市民権と、ルソーを経由して近代に受け継がれた古典的・共和主義的な市民像とを対置する、既成の教科書的な説明図式を刷新するには至っていない。この限界を克服し、シティズンシップの概念史にかんする新たな知見を提示する必要がある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、ジョン・ロックの社会契約論に含まれる政治的成員資格(国家の成員資格)の概念あるいは市民像を歴史的に再構成すること、そして第二に、ロックの市民像の解明をつうじて、初期近代におけるシティズンシップの概念の変容そのものに光を当て、この歴史的变化をめぐる通説に代わる新たな展望を提示することである。

### 3. 研究の方法

作業仮説とその修正 当初は、次のような方法でロックの市民像に接近しようと考えていた。すなわち、ロックは自然法理論および社会の契約的創設の学説を絶対主義的な君主政国家に適用することにより、統治への「服従者(臣民)」という受動的な成員資格の観念に、社会の共同設立者という能動的な成員資格の観念を重ね書きしたのではないが、という仮説にそって彼のテキストを読み解こうとしていた。

この点、たしかにロックは、グロティウス、ホブズ、プーフENDORFなど、17世紀における他の代表的な社会契約論者とは異なり「自然的人間」から「政治的服従者」を導き出すだけに留まっではない。しかし、ロックが「服従者」を同時に能動的な社会成員としても特徴づけたとすれば、彼は諸個人をたんなる社会の共同設立者としてだけでなく、より積極的な意味において貢献者としても認識しなければならなかったはずである。

社会契約論者は、統治への服従義務を、個人の理性的な自己統治の状態から導き出す。ただしロックの場合、自己統治する諸個人は、私的・排他的な権利(生命・自由・財産の所有権)の保持者としてのみならず、労働と勤勉をつうじた共同的な生活条件の改善に参画する貢献者としても相対している。したがってロック的個人は、自己の権利を守るためだけでなく、労働による相互貢献の利益に与かるためにも、他者の統治に服従することに同意し、もって社会を設立するのである。

ロックの市民像の根底には、個人の私的生活の改善が、同時に共同的生活の改善をなすという洞察がある。この点に気づいたことによって、本研究の作業仮説は、次のように修正された。すなわち、ロックは統治への服従を、諸個人の理性的な自己統治および相互貢献の条件として位置づけることにより、受動的な服従者と能動的な貢献者との区別を相対化したのではないが、ロックにとって自己統治とは労働であり、労働こそが自己統治の範型であり、そのかぎりでは、財産をもち労働に明け暮れる諸個人は、より高い地位にある成員にたいして、道徳的に同格として扱われるべき存在となるのではないか。

扱われるテキストの拡張 この仮説にそってロックの市民像を余すところなく解明するためには、彼の政治学のみならず哲学、宗教論、経済論、および教育論をも視野に入れる必要がある

た。それゆえに、こうした分野におけるロックの著書、手稿、書簡をも研究対象に含めることにした。ロックは労働を自己統治の範型として置くことにより、自己統治者としての人間像を普遍化し、従属的な地位にある大多数の人々を道徳的に同格な社会成員として扱うことを可能にした。このような人間像を、彼は上述のさまざまな分野において基礎づけたのである。

ロックの今日風にいえば学際的な業績を貫くキーワードが「勤勉」であることに、本研究では着目した。彼にとって勤勉 industry とは、狭義の「産業」にとどまらず、人間の不完全な知識を拡大し、もって人間の生活を神が欲する方法にしたがって改善するために、惜しんではない「手」および「頭」の骨折りを指す。彼によれば、勤勉と改善こそが人間の（物質的繁栄のみならず）道徳的完成の基礎であり、勤勉と改善をつうじてこそ人間は人間らしく自由であることができる。「勤勉」の語によって教養あるエリートの有能さや機知を指示した 16・17 世紀の人文主義者たちとも、逆にもっぱら労働する人民の美德をして勤勉と呼んだ 17 世紀中葉の共和主義者たちとも異なり、ロックにとって勤勉は、社会成員の普遍的な徳目である。ロックによる勤勉や改善の用法は、人文主義や共和主義のそれとは区別されるべき、新たな市民像および社会像を表現している。

以上のことを浮き彫りにするために、ロックと比較されるべきテキストの範囲もまた変更する必要があった。当初は、第一に「1640～80 年代のイングランド革命期における、多様な政治的諸言説の影響・対抗関係——ピューリタニズム、王権神授説、人文主義、「古来の国制」論など」を、第二にロックの同時代における「移民・人口論争やカロライナ植民地統治といった政策的問題」を扱おうと考えていた。しかしながら、第一の点については、さらに 16 世紀からジェイムズ 1 世治世の時期における人文主義的テキストにも範囲を拡大した。トマス・モア、エラスムス、トマス・エリオット、トマス・スミス等である。第二の点についても、ロックを同時代の人口政策等だけと照らし合わせるのではなく、16 世紀以降のイングランドにおける労働観の変化という、より長期的な文脈のなかに、ロックのテキストを位置づけるという方法をとった。

#### 4. 研究成果

ジョン・ロック研究としての成果 先行研究によれば、ジョン・ロックの自然法論および所有権論は、古典的政治哲学における市民像から近代的市民権への移行を代表している。この解釈によれば、ロックは受動的な権利保有者としての市民を普遍化したということになる。だがこれは、ロックの市民像の一面的な解釈にもとづいた、誤った筋書きであるということ、本研究は明らかにした。

たしかにロック的個人は私的な所有権の保有者であるが、同時に勤勉と改善の担い手であり、共通善への貢献者でもある。所有権の保全と、共同的生活の改善とは、彼の政治学のなかで分かちがたく結びついている。このようにロックの「個人主義」の実像を捉えなおすことにより、彼がむしろ社会の能動的および受動的成員にかんする既存の区別を相対化したということ、理解可能にすることができた。ロック的個人は、私的な権利保有者であると同時に、能動的市民である。これを証明したことが、本研究の主要な成果と言える。

初期近代政治・社会思想史研究としての成果 ロックの新たな市民像は、自然法理論のみに基礎づけられているわけではない、と示したことが主たる成果である。むしろロックの哲学的人間像それ自体が、すなわち、自己の良心と確信に従って行為する自由と、自己を道徳的に統制する責任とを与えられた個人という観念とが、彼のより平等主義的な市民像を基礎づけていることを、本研究は解明した。ロックの自己統制的な個人＝市民像が、16 世紀の人文主義者に典型的であるエリート主義的な市民像にたいして、より平等主義的な代案であったこと、また、プロテスタント的な急進主義を経由した 17 世紀末イングランドにおいて、それがピューリタンのまたは共和主義的な平等主義よりも有力な代案をなしたことを、本研究は示すことができた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 柏崎 正憲	4. 巻 43
2. 論文標題 人間の弱さと自由 ジョン・ロックによるピエール・ニコル道德思想の換骨奪胎	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 イギリス哲学研究	6. 最初と最後の頁 59-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柏崎 正憲	4. 巻 3
2. 論文標題 若年マルクスの政治的自由と反人文主義的な完成主義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 マルクス研究会年誌	6. 最初と最後の頁 4-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柏崎 正憲	4. 巻 44
2. 論文標題 ジョン・ロック における自然法と市民的美徳 政治的貢献から勤勉へ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会思想史研究	6. 最初と最後の頁 54-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柏崎正憲	4. 巻 96
2. 論文標題 ジョン・ロックにおける政治的成員資格 シティズンシップの思想史に向けて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Area and Culture Studies 東京外国語大学論集	6. 最初と最後の頁 65-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15026/92400	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 柏崎正憲	4. 巻 48
2. 論文標題 難民条約締結前における日本の入国管理政策と在留特別許可	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 平和研究	6. 最初と最後の頁 109-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kashiwazaki, Masanori	4. 巻 21
2. 論文標題 Improvement as the Foundation of Liberty: Locke on Labour and Civic Membership	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Locke Studies	6. 最初と最後の頁 TBD
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Kashiwazaki, Masanori
2. 発表標題 Locke on Citizenship: Participation, Law of Nature and Political Membership
3. 学会等名 The 2019 John Locke Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柏崎 正憲
2. 発表標題 ロックの勤勉論 自然法から市民的美德へ
3. 学会等名 第13回ジョン・ロック研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柏崎 正憲
2. 発表標題 若年マルクスの市民像と反人文主義的な完成主義
3. 学会等名 社会思想史学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柏崎正憲
2. 発表標題 市民としての服従者 シティズンシップの思想史におけるジョン・ロック 社会思想史学会大会
3. 学会等名 社会思想史学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 柏崎正憲
2. 発表標題 日本の入国管理政策における排除の政治 裁量権と強制送還の日米比較をつうじて
3. 学会等名 日本比較政治学会大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------